

事業主 各位

北海道労働局長登録教習機関
 登録番号 北労安教第254号
 (公社)北海道労働基準協会連合会
 函館支部
 (函館労働基準協会内)

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全衛生法61条(安衛施行令第20条7号、クレーン則68条)では、つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができることとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

1 講習及び修了試験日時

実施日(曜日)	時 間	科目(講習内容)
1日目 令和8年5月27日(水曜日) (学科)	開講時刻 8時50分	(昼食時間12時10分~13時00分)
	9時00分~12時10分	クレーンの運転に必要な力学に関する知識(3時間)
	13時00分~17時10分	小型移動式クレーンに関する知識(4時間)
2日目 令和8年5月28日(木曜日) (学科)		(昼食時間12時10分~13時00分)
	9時00分~11時10分	小型移動式クレーンに関する知識(2時間)
	11時10分~15時10分	原動機及び電気に関する知識(3時間)
	15時10分~16時10分	関係法令(1時間)
3日目 令和8年5月29日(金曜日) (実技)	16時20分~17時20分	学科修了試験(1時間)
		(昼食時間12時30分~13時00分)
	8時30分~9時30分	小型移動式クレーンの運転のための合図(1時間)
	9時30分~16時00分	小型移動式クレーンの運転(6時間)
	16時00分~17時00分	実技修了試験(1時間)

注：1日目 学科科目「クレーンの運転に必要な力学の知識」3時間免除の16時間コース受講者は講習開始時間13時00分の学科科目「小型移動式クレーンに関する知識」から受講して下さい。

※講習時間等は予定であり、変更する場合があります。

2 受講資格区分及び講習科目・時間

講習科目・時間 受講資格区分	学科				実技		合計時間
	小型移動式クレーンに関する知識	原動機及び電気に関する知識	クレーンの運転に必要な力学の知識	関係法令	小型移動式クレーンの運転	クレーンの運転のための合図	
全科目科目受講者	6	3	3	1	6	1	20
クレーン・デリック運転士免許、クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許、デリック運転士免許を受けた者。床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した者(運転士免許証・技能講習修了証)	6	3	免除	1	6	免除	16 学科科目 3時間免除
安全衛生施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者(実務経験証明・特別教育修了証)	6	3	3	1	6	免除	19

- (註) 1. 労働安全衛生法施行令20条の業務
 第6号：つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務。
 第7号：つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。
2. 労働安全衛生規則36条の業務
 第6号：制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務。
 第15号：つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務(移動式クレーンを除く)。
 : つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転業務(")。
 第16号：つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務。
 第17号：つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務。
 第19号：つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務。

3 講習会場 : 学科 檜山地域人材開発センター運営協会 (桧山郡江差町字南が丘7-172)
実技 同上

4 受講料 : 20時間コース 40,200円 (36,546+税3,654)
19時間コース 39,600円 (36,000+税3,600)
16時間コース 37,700円 (34,273+税3,427)

受講料のほかに、テキスト代1,705円(1,550+税155)が必要です。
講習前々日まで欠席連絡ない場合、受講料はお返しできませんので
ご了承ください。

5 締め切り : 定員10名

6 申込方法 : 別添の受講申込書に受講料を添え、(公社)北海道労働基準協会連合会 函館支部
〒040-0061 函館市海岸町22番5号 共栄運輸ビル3階 TEL 0138-44-0500
へお申込み下さい。

郵送による場合は、現金書留をご利用下さい。

受講料をお振込の場合は、次の口座をご使用下さい。

(なお、申請書が遅くなる場合は、振込み時にご一報下さい)

口座名 (公社)北海道労働基準協会連合会 函館支部

金融機関 北洋銀行 万代町(バンダイチョウ)支店

口座番号 (普通) 3360551

お振込をいただいた場合は、原則として「領収書」の発行はいたしません

7 添付書類 : 講習科目の一部免除を希望される方は、申込書に講習科目の一部免除者である
ことを確認できる運転士免許証、技能講習修了証、特別教育修了証の写しを添付し、
実務経験証明を必要とする方は、受講申込書に記載して下さい。

写真は、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したものを2枚(30×24mm)

[デジタルはフォト専用紙に印刷したものに限り]裏面に氏名を記入。

8 修了証 : 学科及び実技について修了試験を行い、合格者には、「小型移動式クレーン
運転技能講習修了証」を交付いたします。

9 その他 : 受講の際は、受講票及び筆記用具(鉛筆HB以上、消しゴム)を必ずご持参下さい。
実技会場は屋外です。

ヘルメット、安全靴、手袋、長袖作業服の着用下さい。

気候により、雨具、合羽、防寒着の用意下さい。

講習当日の科目免除は受けません、申込の際に申請して下さい。